平成２７年（フ）第５０４３号
大阪市中央区備後町１－４－16
破産者　ＡＰプロパティマネージメントカンパニー大阪株式会社
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１３９号
大阪府寝屋川市緑町14―14　ヴェールマンション302号室、住民票上の住所京都市伏見区舞台町35番地36
破産者　茨木　智生
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２７１号
大阪市淀川区西中島４丁目３番４号
破産者　株式会社Ｊコーポレーション
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３０７号
大阪市西区新町４丁目16番６号ビューロ新町201号
破産者　合同会社森川
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３２７号
大阪府枚方市招提中町１丁目43番34号
破産者　有限会社ブックサポート
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３５８号
大阪府吹田市五月が丘東13番10号
破産者　株式会社福笑
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８０号
堺市堺区八幡通１丁９番地３
破産者　臨海機工株式会社
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８８号
岡山県真庭市上河内1157番地の１
破産者　株式会社河崎工務店
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第９１号
岡山県真庭市上河内1156番地
破産者　真咲総研株式会社
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第２０３号
広島市西区天満町８番10号
破産者　株式会社岩本倫忠写真事務所
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０６号
北海道小樽市色内１丁目５番７号
破産者　大坂石油株式会社
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第５２号
北海道小樽市堺町３番17号
破産者　有限会社自然工房
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第５９号
北海道小樽市奥沢４丁目18番16号
破産者　有限会社米田工業
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第２９６号
青森市青葉３丁目４番地の９
破産者　有限会社クリーニング・モノ
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１３号
千葉県印西市平岡1383番地10
破産者　猪俣　智美
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第５０号
千葉県八街市八街ろ31番地138
破産者　田中　信次
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１０１号
千葉県印旛郡栄町生板鍋子新田1857番地
破産者　小川美由貴
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１１８号
千葉県佐倉市高崎27番地１
破産者　株式会社勝田技研
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１１９号
千葉県佐倉市春路２丁目３番地14
破産者　甲田　勝隆
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第５２８９号
東京都台東区根岸１丁目１番24号　鶯谷日伸ハイツ805号
破産者　Ｏｎｓｅｙ株式会社
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２９０号
東京都台東区北上野２丁目10番11号　パラシオン北上野203号
破産者　Ｎｅｏｎ株式会社
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３０号
東京都青梅市梅郷６丁目1271番地の11
破産者　西村　良光
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部